

瀬戸市告示第100号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、令和3年6月1日から施行する。

令和3年5月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>		<省略>	
市民課窓口事務における使用料及び手数料の収納事務	富士フィルムシステムサービス株式会社	市民課窓口事務における使用料及び手数料の収納事務	富士フィルムシステムサービス株式会社
<u>印鑑に関する証明手数料並びに住民票の写し、戸籍（除かれた戸籍を除く。以下同じ。）の全部又は一部を証明した書面及び戸籍の附票の写しの交付手数料の収納事務</u>	<u>地方公共団体情報システム機構</u>		
<省略>		<省略>	
固定資産税及び都市計画税並びに市県民税の収納事務	三菱UFJニコス株式会社	固定資産税及び都市計画税並びに市県民税の収納事務	三菱UFJニコス株式会社
<u>所得等に関する証明手数料の収納事務</u>	<u>地方公共団体情報システム機構</u>		
<省略>		<省略>	